

2019年5月10日

政策研究レポート

聴覚障がいのある雇用者の活躍に向けて

~データからみた雇用の現状と課題の分析~

経済政策部長 上席主任研究員 横山 重宏

主任研究員 大野 泰資

研究員 丸山 知美

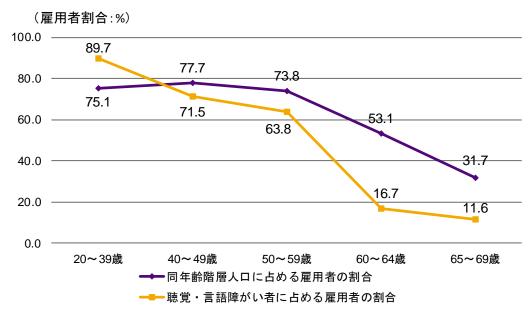
株式会社シュアール 代表取締役社長 大木 洵人

● ダイバーシティ推進が強く打ち出される中で、障がい者もその一翼を担うことが期待される。本稿では、聴覚障がい 者の就労面での現状や課題、今後の可能性について整理・試算した。また関連する海外の状況も整理した。

<聴覚・言語障がいのある雇用者の現状>

- 2016 年時点の聴覚・言語障がい者数は 34 万 1 千人である。このうち、聴覚障がい者数は 29 万 7 千人である。
- 2016 年時点の聴覚・言語障がいのある雇用者数を推計したところ 20~69 歳で 3.8 万人となり、同じ年齢層の聴覚・言語障がい者 9.7 万人の 39.6%となる。同年齢の日本の総人口(8,052 万人)に占める雇用者(5,455 万人) 割合は 67.7%となっており、聴覚・言語障がい者の雇用者割合が低い。年齢階層別には特に 50 歳以上での差が大きくなる。

年齢階層別の聴覚・言語障がい者の雇用者割合(2016年)



(資料) 厚生労働省「平成28年生活のしづらさなどに関する調査(全国在宅障害児・者等実態調査)」、厚生労働省「障害者雇用状況の推計結果」 厚生労働省「障害者雇用実態調査」(2013年)総務省「推計人口」(2016年10月1日)、総務省「労働力調査報告」(2016年)より作成。

本レポートは、三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社のソーシャルビジネス支援プログラムとして、2018年度に株式会社シュアールと共に取り組んだ成果の一つである。



● 聴覚・言語障がいのある雇用者の年間収入額を推計したところ約309万円となる。これは、全労働者の年間収入405万円の約76%に相当する。

<聴覚障がいのある雇用者の活躍による経済規模の算出>

- 聴覚障がいのある雇用者の活躍として、①聴覚障がい者の雇用者割合が人口に占める全雇用者の割合と同程度を実現すること、②聴覚障がい者の賃金水準が全雇用者平均の賃金水準と同程度を実現すること、の2点を挙げ、それらによる聴覚障がいのある雇用者の賃金総額の増加、及び財政への影響を試算した。
- 試算の結果、聴覚・言語障がいのある雇用者数は約 1.7 万人増加し、その賃金総額は約 500 億円となる。また、 現在の聴覚・言語障がいのある雇用者約 3.8 万人の賃金上昇により、その総額は約 360 億円増加する。これらを 合計すると 860 億円となる。
- 聴覚・言語障がいのある雇用者の賃金総額の増加により、財政面では、直接税収入が約45億円、公的な社会保険料収入が約84億円増加する。さらに、賃金の上昇により約44億円の障害基礎年金の支給が停止される。これらを合計すると、173億円の財政効果となる。そのほか、聴覚・言語障がい者にとっては高齢期の公的年金給付の増加と生活の安定が期待される。

財政への影響 賃金の 直接税収入 社会保険料収 障害基礎年金 増加総額 入增加額 停止額 増加額 (財政収入増加) (財政収入増加) (財政支出減少) 聴覚・言語障が いのある雇用者 約500億円 約19億円 約50億円 約8億円 数の増加 (約1.7万人) 現在の聴覚・言 語障がいのある 雇用者の賃金水 約 360 億円 約 26 億円 約34億円 約36億円 準のト昇 (約3.8万人) 合計 約860億円 約 45 億円 約84億円 約 44 億円

聴覚・言語障がいのある雇用者の増加・賃金水準の上昇による財政への影響

(資料) 各種資料より試算 (詳細は本文を参照)。金額は年間当たりである。

<聴覚障がい者の就労面での活躍に向けて>

● 聴覚障がい者の就労面での活躍には、様々な課題があると考えられるが、本稿では、課題解決の一つの方向性として、聴覚障がい者への大学等での教育、及び、聴覚障がい者を支援する専門職としての手話通訳者の現状を整理した。



<本 編>

1. 問題意識

(1) 本稿の目的

現在我が国では、ダイバーシティ推進が強く打ち出されている。ダイバーシティ推進では多様な人材の活躍が基本となるが、障がい者もその一翼を担うことが期待される。

本稿は、こうした認識の元、聴覚障がい者の就労面での現状を整理し、今後の可能性について試算を行う。また、今後の可能性が実現するにあたっての鍵となる点についても提示する。試算については、具体的には、聴覚障がい者の労働参加率、及び賃金水準が聞こえる人と同水準に達する場合の、経済規模の拡大や財政への影響等についてその可能性を算出する。

なお、聴覚障がい者の障がい(聞こえ方など)の状況は障がい者一人一人で異なるとされるが、本稿ではこうした多様な状況を認識しつつも、一定の枠組みでの分析としていることに十分留意をする必要がある。得られる数値は幅を持ってみる必要があり、その規模、方向性を示していると理解頂きたい。

(2) 聴覚障がい者に関連する用語についての認識

本稿は、聴覚障がい者に関する各用語について厳密な定義を定めるものではないが、以下のような考え方、認識で記載している。

■聴覚障がい者

本稿では、聴覚障がい者としては「ろう者」、「中途失聴者」及び「難聴者」が対象になるが、利用している統計・調査では、「言語障害者」が含められていることが多い。また、統計・調査では「障害者」と漢字で標記されることが多いが、本稿では、調査名を除いて「障がい者」で記載を統一する。両者で定義に違いはない。また、聴覚障がい者、言語障がい者ともに、日本の統計で用いられる場合には、いわゆる障害者手帳の交付を受けている人が対象である。

聴覚障がい者の英語表記については、hearing impairment が相当するが、これ以外にも、deaf and hard of hearing が多く使われる。そのほか、Deaf(大文字のDを利用)については、本人のアイデンティティが(ろう)文化への帰属意識に基づいている場合に用いるとされる。本稿では、医学的な標記としてのろう者である deaf(小文字のdを利用)を念頭にしている。

■ろう者、中途失聴者、難聴者

本稿では、「ろう者」は、主に生まれながらにして、あるいは音声言語を身につける前に聴覚機能を失っている人/失った人、「中途失聴者」は、音声言語を獲得した後に何らかの理由で聴覚機能が失われた人/低下した人、「難聴者」は生まれながらにして、あるいは生まれた後、何らかの要因で聴覚機能が低下している/した人をそれぞれ念頭に置いている。なお、英語では、ろう者は deaf、難聴者は hard of hearing に相当すると考えている。

■聞こえる人

本稿では、聴覚障がいを持たない人を聞こえる人と呼ぶ。



■全労働者²

聴覚障がい者、聞こえる人のうち、就業している人の総称として、本稿では「全労働者」の用語を用いる。 聴覚障がい者 と聞こえる人を分けることができない統計・調査を利用する場合に、全労働者の用語を用いる。

■手話通訳者

本稿では、手話通訳を仕事・業務として行う専門職を指す。

■手話について

手話は、手指動作や非手指動作(顔の表情など)を同時に使う視覚言語である。通常、手話言語は聴覚障がい者間、あるいは聴覚障がい者と聞こえる人との間のコミュニケーションの一手段として利用される。本稿との関係では、聴覚障がい者が働く職場で、聞こえる労働者と、あるいは他の聴覚障がい者の労働者との間でコミュニケーションの一つの方法であると位置づけている。なお、聴覚障がい者に関連するコミュニケーションには、手話の他に、口話、筆談・ノートテイクなど様々な方法がある。

また、手話言語は日本国内の地域による違いがあり、多様な言語である。そのほか、手話言語は国によっても異なるが、このことはあまり知られていない様である。なお、手話言語の英語標記は sign language であり、手話通訳者は sign language interpreter が用いられる。

² 本稿では、労働者については、企業等に雇われる雇用者(被雇用者)と自営業者を含めた労働で対価を得ている人を指す(就業者と同義)。



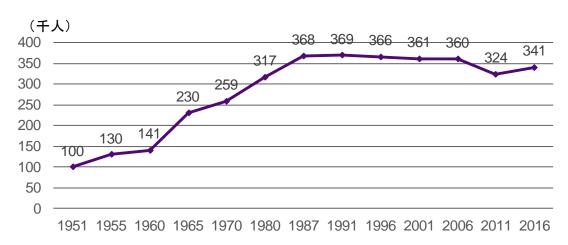
2. 聴覚障がい者の状況

本節では、聴覚障がい者の人数についてその現状や推移を整理する。

(1) 聴覚障がい者数の概要

我が国の障がい者数については、厚生労働省「平成 28 年生活のしづらさなどに関する調査(全国在宅障害児・者等 実態調査) によりいわゆる身体障害者手帳所持者3としての人数が把握できる。当該資料によれば、2016年(平成28年) の聴覚・言語障がい者数は34万1千人である。このうち、聴覚障がい者数は29万7千人である。年齢階層別には、64 歳未満が6万人、65歳以上が23万7千人となっており、65歳以上が多くを占める。

経年的には、聴覚・言語障がい者数は、1987年までは増加傾向にあり、それ以降おおよそ35万人程度で横ばいから 若干の減少傾向がみられる。



図表 1 聴覚・言語障がい者(身体障害者手帳所持者数)の推移

(出所) 厚生労働省「平成28年生活のしづらさなどに関する調査(全国在宅障害児・者等実熊調査)」

³ 聴覚障がいについては、「身体障害者障害程度等級表(身体障害者福祉法施行規則別表第5号)」により、以下のように定められ ている。2級:両耳の聴力レベルがそれぞれ一○○デシベル以上のもの(両耳全ろう)、3級:両耳の聴力レベルが九○デシベル以 上のもの(耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの)、4級:1 両耳の聴力レベルが八○デシベル以上のもの(耳介に接 しなければ話声語を理解し得ないもの)、2 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が五○パーセント以下のもの、6級:1 両耳の聴力レベルが七○デシベル以上のもの(四○センチメートル以上の距離で発声された会話語を理解し得ないもの)、2 側耳の聴力レベルが九○デシベル以上、他側耳の聴力レベルが五○デシベル以上のもの。当該規程では、「同一の等級について二 つの重複する障害がある場合は、一級うえの級とする。ただし、二つの重複する障害が特に本表中に指定されているものは、該当 等級とする。」とされているなど、複数の障害により該当する級が異なることがある。



図表 2 2016年の聴覚・言語障がい者(身体障害者手帳所持者数)の内訳(年齢区分別)

(単位:千人)

	65 歳未満	65 歳以上
聴覚・言語障がい	71	271
聴覚障がい者	60	237
平衡機能障害	-	4
音声・言語・そしゃく機能障	10	30

(出所) 厚生労働省「平成28年生活のしづらさなどに関する調査(全国在宅障害児・者等実態調査)」

ここで、2016年の我が国の総人口は、1億2,693万3千人(総務省「人口推計」2016年10月1日現在総人口)であることから、聴覚・言語障がい者数の総人口に対する割合は約0.27%である。同年の米国での聴覚障がい者の対人口比率は3.6%とされるが4、日米での聴覚障がい者の定義には違いがある5ことには注意が必要である。

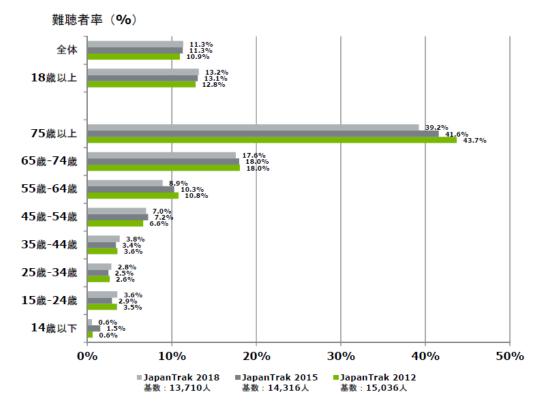
(2) (参考) 難聴者の割合の国際比較

関連調査から難聴者の割合を示す。一般社団法人日本補聴器工業会「Japan Track 2018 調査報告」によれば、2018年時点の日本の難聴者率(難聴またはおそらく難聴だと思っている人の割合)は11.3%(18歳以上では13.2%)となっている。これを、欧米各国と比べると、ドイツ13.1%(18歳以上15.1%)、英国9.5%(同11.5%)、フランス10.4%(同12.7%)、米国11.3%となっており、日本と概ね同様の割合となっている(調査実施年については異なっているが、調査実施主体や目的は同じ)。

⁴ Yang-Tan Institute on Employment and Disability at the Cornell University ILR School (2018)" 2016 Disability Status Report United States"

⁵ 日本での定義は、前述の通り身体障害者手帳保持者である。一方で米国では、上記調査は、米国センサス局(US Census Bureau)の American Community Survey (ACS)を元にしているが、当該 ACS では、無作為抽出された 350 万以上世帯の世帯員に対して、ろう、あるいは聴覚に非常に困難があるかどうかを尋ねる質問(Is this person deaf or does he/she have serious difficulty hearing?)への回答(yes, no)を利用している。https://www2.census.gov/programs-surveys/acs/methodology/questionnaires/2016/quest16.pdf

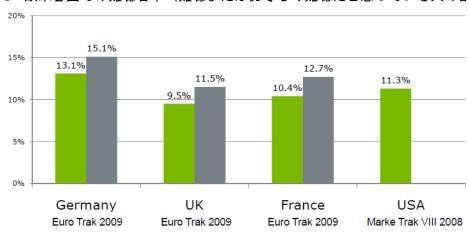




図表 3 日本での難聴者率 (難聴またはおそらく難聴だと思っている人の割合)

(出所) 一般社団法人日本補聴器工業会「Japan Track 2018 調査報告」

(備考) 一般社団法人日本補聴器工業会が公益財団法人テクノエイド協会の後援と EHIMA (欧州補聴器工業会) の協力を得て実施。なお、調査は anovum 社が一般社団法人日本補聴器工業会の代理として設計・実施。



図表 4 欧米各国での難聴者率 (難聴またはおそらく難聴だと思っている人の割合)

(出所) EHIMA, anovum "Euro Track: New survey of the market for hearing aids in Germany, France and the U.K." (備考) 当該調査は、EHIMA(欧州補聴器工業会)の代理として anovum が設計、実施。

■Hearing impaired 18+ (stated)

■ Hearing impaired (stated)

ご利用に際してのご留意事項を最後に記載していますので、ご参照ください。 (お問い合わせ)コーポレート・コミュニケーション室 TEL:03-6733-1005



(3) 聴覚障がい者の年齢構成

次に、聴覚・言語障がい者の年齢構成を詳しくみる。2016年には、70歳以上が 22万8千人と全体の約 69%を占め 非常に多くなっている。また、 $65\sim69$ 歳が約 10%と大きな割合を示しており、これらを合わせた 65歳以上で全体の 8割程度を占める。

年齢構成を 2011 年と比較すると、65~69 歳、70 歳以上は人数、構成比いずれも増加しており、聴覚障がい者が全体に高年齢化している状況がわかる。

	0~ 9	10~17	18~19	20~29	30~39	40~49	50~59	60~64	65~69	70 歳以	不
	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	上	詳
2016 年	4	1	1	6	6	14	16	21	34	228	9
	1.2	0.3	0.3	1.8	1.8	4.2	4.8	6.3	10.3	68.9	-
2011 年	7.4	4.4	2.0	7.4	14.3	12.3	22.6	23.1	29.5	197.6	3.4
	2.3	1.4	0.6	2.3	4.5	3.8	7.0	7.2	9.2	61.6	-

図表 5 聴覚障がい者(言語障がい者を含む)の年齢構成(上段:千人、下段:%)

(出所) 厚生労働省「平成28年生活のしづらさなどに関する調査(全国在宅障害児・者等実態調査)」

また、聴覚障がい者の人口比をみておく。2016年の20~64歳の聴覚・言語障がい者数は約6万3千人であり、これは、同年の同年齢階層の総人口7,052万2千人の約0.9%に相当する。一方で、米国の調査では21~64歳の人口の2.1%がろう者、もしくは著しい難聴者とされる7。

このほか、先にみた難聴者率についての年齢階層別の国際比較の結果からは、日本と欧米各国の間には大きな差は みられない。聴覚障がい者をどのような定義でみるかによって人数や割合にかなりの違いが生じることには留意が必要で ある。

⁶ 年齢階層別の人数については、2011 年調査では 100 人単位まで公表されているが、2016 年調査では 1,000 人単位での公表となっている。そのため、構成比等の算出においては誤差が大きくなることが考えられる。

 $^{^7}$ Yang-Tan Institute on Employment and Disability at the Cornell University ILR School(2018)" 2016 Disability Status Report United States"による。同資料では、年代別の聴覚障がい者の割合は、4 歳以下:0.5%、 $5\sim15$ 歳:0.6%、 $16\sim20$ 歳:0.7%、 $21\sim64$ 歳:2.1%、 $65\sim74$ 歳:9.2%、75 歳以上:22.4%、となっている。



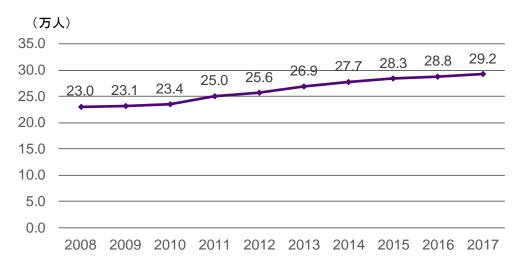
3. 聴覚障がい者の雇用状況

本節では、聴覚障がいのある雇用者8の人数とその年齢構成、雇用者割合、賃金水準等について整理する。

(1) 聴覚障がいのある雇用者数

① 身体障がいのある雇用者数

身体障がいのある雇用者数(勤め先の障害者雇用の算定対象の実人数)は、2017 年現在 29.2 万人であり、過去 10年間におよそ 6.2 万人増加している。



図表 6 身体障がいのある雇用者数〔実雇用者数〕の推移

(出所) 厚生労働省「障害者雇用状況の推計結果」(各年版)

(備考) 図表は実雇用者数 (実際に雇用されている人数) を示したものであるが、当該出所では、重度の障害者数 (×2倍)、短時間労働の障がい者数 (×0.5倍) などを加味したものが「雇用障害者数」として公表されている。なお、当該出所では性別、年齢階層別、障がいの種類別の人数は不明である。

② 聴覚障がいのある雇用者数(推計)

身体障がいのある雇用者に占める聴覚・言語障がい者の割合は、厚生労働省「障害者雇用実態調査」9によれば、2008年(平成20年)には16.8%、2013年(平成25年)には13.4%となっている。これを、先に①でみた、身体障がいのある雇用者数の2008年の人数23.0万人、2013年の人数26.9万人に乗じると、聴覚・言語障がいのある雇用者数は、2008年3.9万人、2013年3.6万人となる。

③ 聴覚障がいのある雇用者の年齢構成

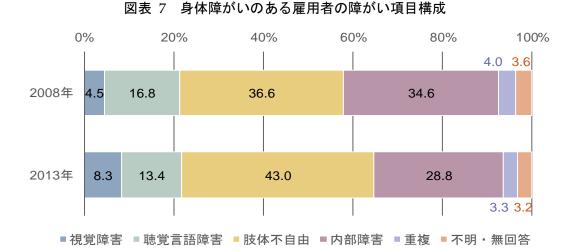
次に、聴覚・言語障がいのある雇用者の年齢構成をみる。厚生労働省「障害者雇用実態調査」によれば、2008 年時点では 55~59 歳、2013 年時点では 45~49 歳の構成比がそれぞれ大きいが、一部の年齢階層を除き、いずれの時点でも概ね同程度の年齢構成となっている¹⁰。

⁸ 我が国では、聴覚障がいのある労働者については、統計上、企業等に雇われる雇用者(被雇用者)のみが対象となっていることから、本レポートでは基本的に「雇用者」を用いる。なお、後述するが、海外については自営業を含んでおり、本レポートでは自営業も含む場合は「労働者」を用いる。

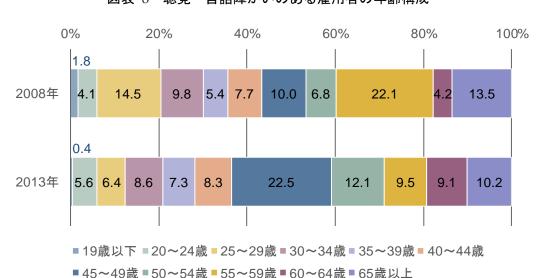
 $^{^9}$ 当該調査は 5 年ごとに実施されており、利用可能な最新年は 2013 年(平成 25 年)度である。なお、平成 30 年度調査が 2018 年 6 月 1 日~7 月 30 日の期間に実施されているが、結果は、2019 年 4 月時点では発表されていない。

¹⁰ なお、2008年時点の55~59歳、2013年時点の45~49歳それぞれの構成比については、コーホート(同じ5歳階級の塊)変化





(出所) 厚生労働省「障害者雇用実態調査」(2008年、2013年)



図表 8 聴覚・言語障がいのある雇用者の年齢構成

(出所) 厚生労働省「障害者雇用実態調査」(2008年、2013年)

(2) 聴覚障がい者の雇用者割合

① 年齢階層別の聴覚障がい者の雇用者割合(推計)

ここでは、各種の統計調査を用いて、2016年(平成28年)時点での、聴覚・言語障がい者に占める雇用者の割合を年齢階層別に推計した。また、(日本の総)人口に占める雇用者の割合についても同じ年齢階層別に整理した。

結果を見ると、聴覚・言語障がい者の雇用者割合は、 $20\sim39$ 歳は 89.7%と、同年齢階層人口に占める雇用者割合の 75.1%を上回っている。一方で、年齢が上がると、 $40\sim49$ 歳では 71.5%、 $50\sim59$ 歳では 63.8%と、同年齢階層人口に占める雇用者割合(それぞれ 77.7%、73.8%)を下回り、 $60\sim64$ 歳では 16.7%、 $65\sim69$ 歳では 11.6%と大きく低下し、同年齢階層人口に占める雇用者割合(それぞれ、53.1%、31.7%)よりもかなり低くなることがわかる。

E-mail: info@murc.jp

から説明することはできず、統計的な誤差が要因とも考えられる。



なお、 $20\sim69$ 歳全体では、聴覚・言語障がい者 (9.7~万人) に占める雇用者 (3.8~万人) 割合は 39.6%、同年齢階層の人口 (8,052~万人) に占める雇用者 (5,455~万人) 割合は 67.7% となる $(20\sim59$ 歳では、それぞれ 73.8%、75.6%。 $20\sim64$ 歳では、それぞれ 54.7%、73.0% となる)。

(雇用者割合:%) 100.0 89.7 77.7 73.8 0.08 75.1 71.5 53.1 60.0 63.8 40.0 16.7 20.0 <u>11.6</u> 0.0 40~49歳 20~39歳 50~59歳 60~64歳 65~69歳 同年齢階層人口に占める雇用者の割合 ── 聴覚・言語障がい者に占める雇用者の割合

図表 9 年齢階層別の聴覚・言語障がい者の雇用者割合(2016年)

(出所) 聴覚・言語障がい者については、以下の推計方法の概要の示したとおり。同年齢階層人口に占める雇用者の 割合については、人口:総務省「推計人口」(2016年10月1日)、雇用者数:総務省「労働力調査報告」(2016年値)

(推計方法の概要)

- ・ 年齢階層別の聴覚・言語障がい者数:厚生労働省「平成28年生活のしづらさなどに関する調査(全国在宅障害児・者等実態調査)」を用いた。
- ・ 聴覚・言語障がいのある雇用者数(総数): 厚生労働省「障害者雇用状況の推計結果」(各年版)の身体障害のある雇用者数(実人数)の2016年の人数287,915人に、厚生労働省「障害者雇用実態調査」(2013年)の身体障がいのある雇用者の中での聴覚・言語障がい者の構成比13.4%を乗じて算出した。このうち、20歳以上の結果は3.8万人となる。
- ・ 聴覚・言語障がいのある雇用者の年齢構成比については、厚生労働省「障害者雇用実態調査」(2013 年)の聴覚・言語障がいのある雇用者の年齢構成比を一部補正して用いた。具体的には、45~49歳の構成比が大きすぎるため、40~44歳と50~54歳の構成比の中央値を暫定値として、40~44歳、45~49歳(暫定値)、50~54歳の構成比の合計が統計値と一致するようこれら3階層の構成比を按分調整した。その結果、40~44歳:11.6%、45~49歳:14.3%、50~54歳:17.0%となる。
- ・ なお、聴覚・言語障がいのある雇用者については、65歳以上は全て65~69歳に含まれるとした。

② 海外における聴覚障がい者の労働者11割合

海外での聴覚障がい者の労働者割合をみると、まず、米国においては、聞こえる人が 72%であるのに対して、ろう者は 48%と大きな違いがある12。一方で、失業率は聞こえる人が 4.9%、ろう者が 4.6%とほとんど差が無い。また、年齢別の労

ご利用に際してのご留意事項を最後に記載していますので、ご参照ください。 (お問い合わせ)コーポレート・コミュニケーション室 TEL:03-6733-1005

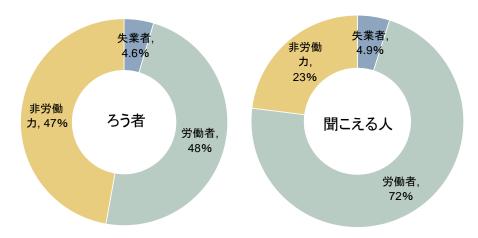
¹¹ 海外での統計・調査では、聴覚障がいのある労働者については、企業等に雇われる雇用者(被雇用者)に加えて、自営業者も含まれていることから、本レポートでは「労働者」を用いる。

¹² 脚注 6 で示した、Yang-Tan Institute on Employment and Disability at the Cornell University ILR School(2018)" 2016 Disability Status Report United States"では、ろう者(Hearing disability)の雇用者割合(21~64 歳)について 2016 年の数値が示されてい



働者割合のグラフをみると、どの年齢でも聞こえる人の方がろう者よりも労働者割合がかなり高くなっていることがわかる。 その中で、聞こえる人については、20 歳代前半から 30 歳にかけて労働者割合が急激に上昇するのに対して、ろう者では、こうした急上昇はみられないのが違いとして顕著である。そのほか、聞こえる人、ろう者ともに 60 歳以上になると労働者の割合は大きく低下することがわかる。

図表 10 米国のろう者(左図)と聞こえる人(右図)の労働者割合(21~64歳、2014年値)

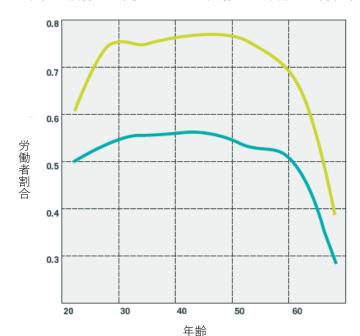


(出所) National Deaf Center, "Deaf People and Employment in the United States: 2016" (備考)

- ろう者: Deaf Individuals、聞こえる人: Hearing Individuals である。
- ・ グラフでは、人口を失業者: unemployed、(被) 労働者: employed、非労働力: not in labor force の構成比 に分けていることから、employed は自営業主を含めた就業者数を意味している (ILO の定義) が、本レポートでは呼称統一の観点から「労働者」と言うこととしている。
- ・ 当該出所では、元データ、及びろう者の定義については、脚注4と同じである。

る。結果によれば、ろう者(Hearing disability)の雇用者割合は52.1%、障がいがない人(No disability)の雇用者割合は78.9%となっている。なお、障がいがない人については、聴覚障がい以外の障がいもない人を指している。





図表 11 米国のろう者(濃緑)と聞こえる人(黄緑)の年齢別の労働者割合(2014年値)

(出所) National Deaf Center, "Deaf People and Employment in the United States: 2016" (備考) 前図に同じ。

次に、英国の状況についてみると、16~64歳の聴覚障がいを主な障がいとする者の労働者割合(就業者割合)は70%であり、障がいがない者も含めた英国全体での74%よりやや低い状況である。また、失業率はいずれも5%と同率である。一方で、聴覚障がい以外に主な障がいがある聴覚障がい者については、労働者の割合が47%と低く、反対に非労働力の割合が49%と高くなっている。

図表 12 英国における聴覚障がい者の雇用状況(16~64歳、2016年)

	聴覚障	がい者	英国全体
	主に聴覚障がい	主に他の障がい	
労働者	70%	47%	74%
失業者	5%	4%	5%
非労働力	25%	49%	22%

(出所) House of Commons Library(2017)"Deafness and hearing loss", Debate Pack Number CDP 2017/0236, 29
November 2017¹³

(原資料) 聴覚障がい者については、以下の議会質疑応答資料から得られる¹⁴が、元となっているデータは全労働者ともに、Office for National Statistics' Annual Population Survey (APS)である。

(備考)労働者: in employment、失業者: unemployment、非労働力: economically inactive である。障がいの定義については、個人に対する、"Do you have any physical or mental health conditions or illnesses lasting or expecting to last 12 months or more?"の質問への回答としているが、質問票では障がいの選択肢を示しており、該当するもの全て(複数回答)とともに、主な障がい(1つ)を回答する方法としている。

次に、オーストラリアの状況を下図表からみる。15~64歳の労働者割合について、聞こえる人では、男性は80%、女性

¹³ http://researchbriefings.files.parliament.uk/documents/CDP-2017-0236/CDP-2017-0236.pdf

¹⁴ https://www.parliament.uk/written-questions-answers-statements/written-question/commons/2017-04-13/70962



は71%となっているのに対して、聴覚障がい者では、それぞれ67%、56%と、聞こえる人に比べてかなり低い割合になっている。特に、30歳未満での差が顕著にあらわれている。

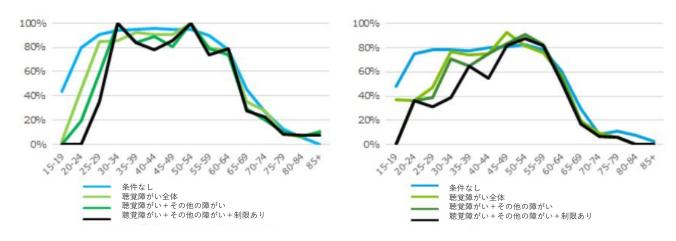
また、同図表の出所資料では、聴覚障がいのある労働者の障害程度別の労働者割合からは、若年層を除いて、大きな違いがないことが指摘されている。そして、この結果や他の既存分析結果を引用して、聴覚障がいの程度自体については、労働者割合の低下に大きな影響を及ぼしていないとしている¹⁵。

図表 13 オーストラリアでの年齢別の聴覚障がい者(with hearing loss)と聞こえる人(without hearing loss)の労働者割合(左:男性、右:女性、2015 年)



(出所) Hearing Care Industry Association(2017)"The Social and Economic Cost of Hearing Loss in Australia" (原資料) Australian Bureau of Statistics(2015) "3101.0 - Australian Demographic Statistics, Jun 2015, Commonwealth Government, Canberra"

図表 14 聴覚障がい者の年齢別にみた障害程度別の労働者割合(左:男性、右:女性、2015年)



(出所) Hearing Care Industry Association(2017)"The Social and Economic Cost of Hearing Loss in Australia" (原資料) Australian Bureau of Statistics(2015) "3101.0 - Australian Demographic Statistics, Jun 2015, Commonwealth Government, Canberra"

(出所注) 制限 (restriction) は、仕事上、あるいは、就学上のもの。

ご利用に際してのご留意事項を最後に記載していますので、ご参照ください。 (お問い合わせ)コーポレート・コミュニケーション室 TEL:03-6733-1005

¹⁵ 当該出所では、聴覚障がいの程度が重いと、身体、あるいは精神にかかる他の疾患の併存割合が高く、そのことが、雇用割合に 影響していると指摘している。



(3) 聴覚障がい者の賃金水準

① 聴覚障がい者の年間収入(推計)と聞こえる人を含めた全労働者との比較

ここでは、日本における聴覚障がい者の賃金水準について整理する16。厚生労働省「障害者雇用実態調査」によれば、 2013 年時点での聴覚・言語障がいのある雇用者の月額給与(平均賃金(決まって支給する給与))は月額 20 万 6 千円 である。これを、月間の所定内労働時間30時間以上と30時間未満に分けてみると、前者では22万3千円、後者では 8万2千円17となる。なお、聴覚・言語障がいのある雇用者の年齢階層別の賃金は障害者雇用実態調査では示されてい ない。

ところで、当該データでは賞与の額が得られないため、月額給与額に対する賞与額の比率を、全労働者での比率を援 用することで、年間収入額(月額給与×12+賞与額)を算出することにした。その結果、聴覚・言語障がいのある雇用者の 年間収入額は295万9千円となる。これは、全労働者18(一般労働者と短時間労働者の加重平均)の年間収入384万6 千円の約77%に相当する。

聴覚・言語障がいのある雇用者の年間収入を月間の所定労働時間 30 時間以上と 30 時間未満に分けてみると、前者 では 322 万 1 千円、後者では 101 万 8 千円と推計される。これらの額を、聞こえる人を含めた全労働者での一般労働 者、短時間労働者での年間収入に対する割合でそれぞれみると、前者は約 69%、後者は約 90%となる。 週 30 時間以 上働く聴覚・言語障がい者の年間収入は、概ね同様の働き方をしている聞こえる人を含めた全雇用者の年間収入の約 7 割であると言える。なお、聴覚・言語障がいのある雇用者と聞こえる人を含めた全雇用者の年間収入を比較する際には、 短時間労働者の割合、年齢構成の違い等様々な要因が影響するため、留意が必要である。

図表 15 聴覚・言語障がいのある雇用者、全雇用者の収入水準(2013年)

【聴覚・言語障がいがある雇用者】

		全体平均	週所定労働時間 30 時間以上	週所定労働時間 30 時間未満
月額給与	(千円)	206	223	82
年間賞与(推計)	(千円)	488	550	29
年収(推計)	(千円)	2,959	3,221	1,018
雇用者構成比	(%)	100.0	88.1	11.9

(参考)【全雇用者】

		全体平均	一般労働者	短時間労働者
月額給与	(千円)	269	324	91
年間賞与(推計)	(千円)	619	801	32
年収(推計)	(千円)	3,846	4,689	1,126
雇用者構成比	(%)	100.0	76.3	23.7

(出所) 厚生労働省「障害者雇用実態調査」2013年、厚生労働省「賃金構造基本統計調査」2013年

ここでは、2013 年時点での聴覚・言語障がいのある雇用者と全雇用者の収入水準を示している。後述する試算は 2016 年時点の

ものである。

17 ここでは、2013 中時点での聴見・言語障がいのめる雇用する主雇用すいなパネーを示している。 及定する配乗は 2010 下号がいるものである。

18 ここでは所定内労働時間 30 時間未満について、障害者雇用実態調査から得られる、所定労働時間 20 時間以上 30 時間未満:8 万6千円、20 時間未満:6 万8 千円を、両者の雇用者数割合 9.2%、2.6%をウェイトにして加重平均したものである。

18 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より、一般労働者と短時間労働者の加重平均値である。なお、当該統計調査では、「一般労働者」とは、「短時間労働者」以外の者をいう。一方で、「短時間労働者」とは、同一事業所の一般の労働者より 1 日の所定労働時間が短い又は 1 日の所定労働時間が同じでも 1 週の所定労働日数が少ない労働者をいう。



② 海外における聴覚障がいのある労働者の賃金水準

海外での聴覚障がいのある労働者の賃金水準として米国の状況をみる。2014 年時点において、聴覚障がい者 (ろう者:deaf) の71%、聞こえる人(hearing)の73.3%がフルタイムワーカーであり、その割合に大きな違いはない。また、フルタイムワーカーの年間収入は、ろう者が52,650 ドル、聞こえる人が52,980 ドルと、両者の違いはほとんどない。

次に、年齢別の収入をろう者と聞こえる人別にみると、全体として聞こえる人の方が高いことがわかる。また、 当該データの出所によれば、聞こえる人の場合に比べてろう者では、経験に応じて賃金が高まる度合いが低いこと、昇進・昇格の機会が少ないことなどを指摘している¹⁹。

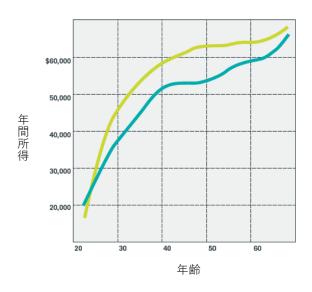
図表 16 米国のろう者(左図)と聞こえる人(右図)の年間収入(21~64歳、2014年値)



(出所) National Deaf Center, "Deaf People and Employment in the United States: 2016"

(備考) 年間収入: average earnings である。

図表 17 米国のろう者(濃緑)と聞こえる人(黄緑)の年齢別年間所得(2014年値)



(出所) National Deaf Center, "Deaf People and Employment in the United States: 2016"

(備考) 年間所得: average annual income である。

¹⁹ そのほか、ろう者については、様々な属性(性別、民族、職業、学歴など)によるろう者内での差・変動が大きいと指摘している。



4. 聴覚障がいのある雇用者の活躍が生み出しうる経済規模の算出

(1) 算出方法の概要

本節では、聴覚障がいのある雇用者の活躍による経済規模等の算出を行う。具体的には、以下 2 点を実現した際の効果を計測する。

【聴覚障がいのある雇用者の活躍による経済規模等の算出の前提】

聴覚障がい者の雇用者割合の上昇	人口に占める全雇用者の割合と同程度を実現20※	
聴覚障がいのある雇用者の賃金水準の上昇	全雇用者平均の賃金水準と同程度を実現	

上記を前提として、以下の観点から経済規模等を算出する。

- ・ 聴覚障がい者の雇用者割合上昇に伴う雇用者数の増加
- ・ 聴覚障がいのある雇用者の賃金水準の上昇
- ・ 聴覚障がいのある雇用者全体の賃金の増加総額
- ・ 財政への影響(税・社会保険料収入の増加、障害基礎年金給付の減少)

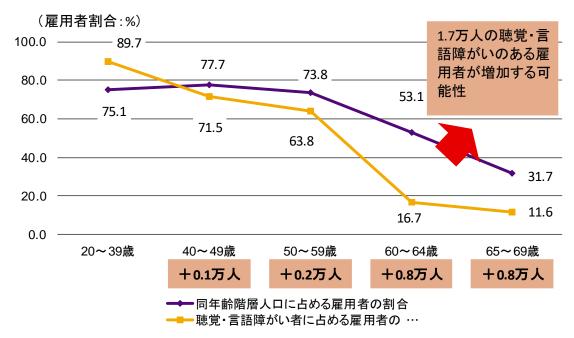
(2) 聴覚障がい者の雇用者割合上昇に伴う雇用者数の増加 (聴覚障がいのある潜在的な雇用者数)

各年齢階層での聴覚・言語障がい者の雇用者割合が、人口に占める全雇用者の割合と同水準にまで上昇するとした場合、聴覚・言語障がい者は 2016 年時点の 3.8 万人(推計値)から 1.7 万人程度増加する可能性がある(聴覚・聴覚障がいのある潜在的な雇用者数)。特に、全体の雇用者割合との差が大きい 60 歳代での雇用者割合が大きく増加するため、聴覚・言語障がいのある雇用者数の増加は顕著である。

ご利用に際してのご留意事項を最後に記載していますので、ご参照ください。 (お問い合わせ)コーポレート・コミュニケーション室 TEL:03-6733-1005

 $^{^{20}}$ $20\sim39$ 歳については、聴覚・言語障がい者の方が全労働者平均よりも雇用者の割合が高いことから、この年齢階層については 算出の対象外とする。





図表 18 聴覚・言語障がい者の雇用者割合上昇と雇用者数増加のイメージ

(備考) 図表 9 に加筆したものである。図表中の年齢階層別の増加人数は、図表 5 に示している年齢階層別の聴覚・言語障がい者数に対して、雇用者割合の増加パーセントポイントを乗じて算出している。例えば、40~49 歳についてみると、14 千人× (77.7-71.5) /100=0.9 千人 (0.1 万人) となる。年齢階層別の雇用者数の増加を合計すると 16.9 千人 (1.7 万人) になる。なお、四捨五入の関係から、図表中の年齢階層の増加数の合計は全体の増加数に表記上一致しない。

(3) 聴覚障がいのある雇用者の賃金水準の上昇

聴覚・言語障がいのある雇用者の賃金水準(年間賃金)は、2016年時点で309万円(20~60歳平均値、推計値)であり21、これが、我が国全体の雇用者の年間賃金405万円(同上)にまで上昇すると想定すれば、聴覚・言語障がいのある雇用者の年間賃金の増加額は約96万円となる。

また、上記(2)で想定した、聴覚・言語障がいのある雇用者の増加(潜在的な聴覚・言語障がいのある雇用者)に関しては、現在の賃金なし(0円)から、我が国全体の雇用者と同じ405万円の年間賃金を得ることになる。

現在の聴覚・言語障がいのある雇用者 年間賃金 309 万円 潜在的な聴覚・言語障がいのある雇用者 年間賃金 0 円

+96 万円 我が国全体での雇用者 年間賃金 405 万円

図表 19 聴覚・言語障がいのある雇用者の賃金水準(年間賃金)上昇のイメージ

(備考)我が国全体の雇用者の年間賃金は、厚生労働省「賃金構造基本統計調査」2016 年より、一般労働者と短時間労働者の加重平均として算出した。また、聴覚・言語障がいのある雇用者の年間賃金については、平成 25 年時点での聴覚・言語障がいのある雇用者と全雇用者との年間賃金の差(比率)を用いて算出した。なお、算出対象は 20~69 歳であり、算出は年齢階層別に行っている²²。

²¹ ここでの試算値は2016年「賃金構造基本調査」の値をベースにしており、2013年調査を用いた図表15の値とは異なる。

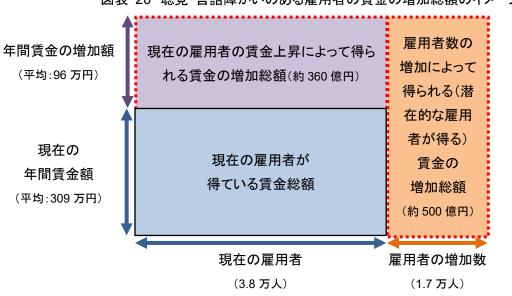
²² 算出した聴覚・言語障がいのある雇用者の年齢階層別の年間賃金(2016年)は、20~39歳: 2,797千円、40~49歳: 3,603千



(4) 聴覚障がいのある雇用者の賃金の増加総額

上記(2)及び(3)の算出結果より、聴覚・言語障がいのある雇用者の雇用者数の増加、及び賃金水準の増加による賃金の増加総額を算出した(算出のイメージは下図表の通り)。算出の結果は約 860 億円となる。このうち、聴覚・言語障がいのある雇用者数の増加(潜在的な雇用者数の増加)による部分が約 500 億円、現在の雇用者の賃金上昇によって得られる部分が約 360 億円となる。

これを年齢階層別にみると、60歳以上では、雇用者割合の上昇幅が大きく、それに伴う雇用者数の増加による賃金総額の増加が大きい。一方で、20~59歳については、現在の雇用者数が多いため、賃金上昇に伴う賃金総額の増加が大きい。

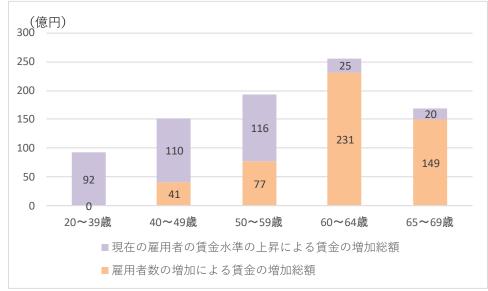


図表 20 聴覚・言語障がいのある雇用者の賃金の増加総額のイメージ

(備考) 実際の算出では、年齢階層別の賃金水準(2016年時点)を想定して行っている。また、算出の対象は20~69歳である。

円、 $50\sim59$ 歳:3,707 千円、 $60\sim64$ 歳:2,315 千円、 $65\sim69$ 歳:1,672 千円。また、全労働者の年齢階層別の年間賃金は(厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より)、 $20\sim39$ 歳:3,653 千円、 $40\sim49$ 歳:4,706 千円、 $50\sim59$ 歳:4,841 千円、 $60\sim64$ 歳:3,023 千円、 $65\sim69$ 歳:2,184 千円。





図表 21 年齢階層別の聴覚・言語障がいのある雇用者の賃金の増加総額

(備考) 算出方法について

- ・現在の雇用者の賃金水準の上昇による賃金の増加総額
 - =現在の聴覚・言語障がい者数×賃金水準の上昇額
 - 現在の聴覚・言語障がい者数
 - =現在の聴覚・言語障がい者数×雇用者割合
 - 40~49歳の場合、14千人(図表 5)×71.5%(図表 9)=10.0千人

賃金水準の上昇額

- =全雇用者の一人当たり年間賃金-聴覚・言語障がい者一人当たりの年間賃金
- 40~49歳の場合、4,706千円-3,603千円=1,102千円
- この結果、40~49歳の場合、現在の雇用者の賃金水準の上昇による賃金の増加総額は、
- 10.0 千人×1,102 千円=110 億円となる。
- ・雇用者数の増加による賃金の増加総額
 - =聴覚・言語障がい者増加数×全労働者の一人当たり年間賃金
 - 40~49歳の場合、0.9千人(図表 18)×4,706千円=41億円

(5) 財政への影響

上記(4)での賃金総額の増加額の算出結果等を用いて、財政への影響を算出した。

① 直接税収入の増加

財政への影響の一つ目は聴覚・言語障がいのある雇用者の収入の増加による直接税の負担の増加である。これは政府にとっては税収の増加となる。算出に当たっては、収入額に応じた直接税の負担割合を反映させている。算出の結果、直接税収は約45億円の増加となる。聴覚・言語障がいのある雇用者の収入が長期的に増加すれば、その分直接税収も長期にわたって増加することになる。直接税収入の増加額約45億円のうち、現在の聴覚・言語障がいのある雇用者の賃金上昇に伴う分が26億円となっており、聴覚・言語障がいのある雇用者の増加に伴う分約19億円より大きくなっている。これは、現在の聴覚・言語障がいのある雇用者の方が賃金水準の増加幅自体は小さいが、既に所得を得ていることから、所得一単位の増加に対する税収の増加額(これを限界税率という)が大きいためである。そのほか、対象となる人数が多いことも要因である。

② 社会保険料収入の増加

財政への影響の二つ目は聴覚・言語障がいのある雇用者の収入の増加による社会保険料収入の増加であり(ここで



は、雇用保険等の労働保険を含む)、公的年金や公的医療保険を含めた国の財政にとって収入増となる²³。社会保険料収入の増加額は、算出の結果約84億円となる。このうち、聴覚・言語障がいのある雇用者の増加による分が約50億円、現在の聴覚・言語障がいのある雇用者の賃金水準の上昇による分が約34億円となる。先にみた直接税収入の増加額とは逆に前者の額が大きいのは、対象となる人数は少ないものの、社会保険料は賃金の増加総額の一定割合として、賃金水準によらず課されるためである²⁴。

財政への影響 賃金の 直接税収入 社会保険料収入 障害基礎年金 増加総額 増加額 増加額 停止額 (財政収入増加) (財政収入増加) (財政支出減少) 聴覚・言語障がいの ある雇用者数の 約 500 億円 約 19 億円 約 50 億円 約8億円 増加 (約1.7万人) 現在の聴覚・言語障 がいのある雇用者 約 360 億円 約 26 億円 約34億円 約36億円 の賃金水準の上昇 (約3.8万人) 合計 約860億円 約 45 億円 約84億円 約 44 億円

図表 22 聴覚・言語障がいのある雇用者の増加・賃金水準の上昇による財政への影響

③ 障害基礎年金の停止額25

財政への影響の三つ目は聴覚・言語障がいのある雇用者の収入の増加による、障害基礎年金の支給停止の可能性で

²⁵ 障害基礎年金受給者の想定の詳細については、以下の通り。

項目	想定值	想定の根拠
障害基礎年金を受給 している現在の聴覚・ 言語障がいのある 雇用者数	受給者 24.8 千人 未受給者 15.0 千人	厚生労働省「年金制度基礎調査(障害年金受給者実態調査)」(平成 27)より、耳の疾患・外傷がある障害基礎年金(国民年金)受給者 95 千人のうち、仕事あり(常勤の会社員・公務員等、臨時・パート等)が 26.1%(24.8 千人)と想定した。聴覚・言語障がいのある雇用者数が 39.8 千人と想定していることから、残りの15.0 千人は障害基礎年金未受給者とした。なお、年齢階層別には全体の受給者割合を用いて、按分計算した。
障害基礎年金の受給 等級(1級、2級)割 合	1 級受給者 92.6% 2 級受給者 7.4%	厚生労働省「年金制度基礎調査(障害年金受給者実態調査)」(平成 27)より、耳の疾患・外傷がある障害基礎年金(国民年金)受給者 95 千人のうち 88 千人(92.6%)が 1 級受給、7 千人(7.4%)が 2 級受給者であることから想定した。

²³ 社会保険料の収入増加が社会保険の財政に及ぼす影響は複雑である。例えば、健康保険については、既に保険料を支払っている場合には、追加的な保険料負担の増加、あるは、他の健康保険(国民健康保険、あるいは他の世帯員が加入する健康保険制度の被扶養者)からの加入制度の変更となる場合がある。ここではこうした効果はみていないことに留意が必要である。一方で、公的年金については、保険料の負担が多くなれば、将来的には公的年金給付額が増加することになり、聴覚・言語障がい者の高齢期の所得保障を高める効果が期待される。

²⁴ 直接税については賃金に対して累進的な割合、社会保険料については(上限はあるが)賃金に対して一定割合が課される。



ある。20歳以上の聴覚・言語障がい者は障害基礎年金²⁶を受給している可能性がある。厚生労働省「年金制度基礎調査 (障害年金受給者実態調査)」(平成 27 年)によれば、耳の疾患・外傷がある障害基礎年金(国民年金)受給者は 9 万 5 千人となっており、またそのうち、仕事あり(常勤の会社員・公務員等、臨時・パート等)が 26.1%(人数に換算すると約 2 万 5 千人)となっている。

現在の聴覚・言語障がいのある雇用者数を約 3.8 万人と想定していることから、そのうち、約 2.5 万人が障害基礎年金を受給しており、残りの約 1.4 万人は障害基礎年金未受給者と想定した²⁷。なお、年齢階層別には全体の受給者割合を年齢階層別の雇用者数、もしくは増加する雇用者数の年齢構成比で按分計算した。

ところで、障害基礎年金の給付を受けている聴覚・言語障がいのある雇用者が一般労働者と同程度の賃金水準を得る場合には、障害基礎年金との支給調整(障害基礎年金の支給停止)が発生する可能性がある。障害基礎年金が支給停止になる所得制限(給与所得)は、ひとり世帯では2分の1支給停止:360.4万円、全額支給停止:462.1万円、複数世帯では2分の1支給停止:462.1万円、全額支給停止:500.1万円である。

本推計では、年齢階層別の聴覚障がい者の年間賃金を想定しており、その額に対して、賃金水準が増加した際に、支給停止額の対象となる所得制限を上回る場合には、支給停止されることを想定した(具体的には、40~59歳のひとり世帯、40~49歳の複数世帯が2分の1の支給停止の対象となる。全額支給停止の対象はない)。支給停止額の総額を算出したところ約44億円となった。このうち、聴覚・言語障がいのある雇用者の増加による分が約8億円、現在の聴覚・言語障がいのある雇用者の賃金水準の上昇による分が約36億円となる。

(6) 海外での同様の試算の状況

国際機関やいくつかの国では、聴覚障がい者に係る様々な政策コストや、政策を行うことによる経済的な効果(政策を 行わないことによる損失)についての計測などが行われている。そこでは、医療福祉的な観点からの計測を主としつつ、加 えて、教育面でのコストや、本レポートで分析したような、聴覚障がいのある労働者に係る経済効果(就労率の低さや早期 の離職による経済損失)を計測している。国別には、オーストラリア、ニュージーランド、英国で分析がなされている。

ひとり世帯と 複数世帯の世帯構成 比	ひとり世帯: 12.2% 複数世帯: 87.8%	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部「平成28年生活のしづらさなどに関する調査(全国在宅障害児・者等実態調査)」(平成30年4月9日)より、65歳未満の身体障害者手帳保持者の同居者の状況より、全体859千人のうち、「一人で暮らしている」が105千人(12.2%)であることから想定した。
増加する聴覚・言語 障がいのある雇用者 の障害基礎年金受給 者 割合	受給者割合:100%	現在、賃金(就労収入)を得ていないことから、生活保障として障害基礎年金を得ていると想定。なお、受給等級の構成比は上記と同じと想定した。
障害厚生年金の受給	受給していないと 想定	厚生労働省「年金制度基礎調査(障害年金受給者実態調査)」(平成 27)より、耳の疾患・外傷がある障害基礎年金(国民年金)受給者 95 千人のうち、障害厚生年金を受給しているのは 3 千人であることから、本試算では考慮しないこととした。

²⁶ 障害者手帳の等級と障害年金等級は同じではない。聴覚障がいについては、障害者手帳の1級、2級までが障害年金の1級に相当し、障害者手帳の3級が障害年金の2級に相当する。(「身体障害者障害程度等級表・障害基礎年金(国民年金)該当早見表」による)

²⁷ 算出はより細かな桁数で行っているが、ここでは 100 人の位で四捨五入をしているため、千人単位での合計値が見た目上合わない。



<オーストラリア>

オーストラリアでは、聴覚障がいのある労働者割合について国全体での水準とのギャップによって生じる経済規模を算出し、2015年時点で93億オーストラリアドルとしている²⁸。なお、オーストラリアでは、それ以前にも、聴覚障がいのある労働者割合、早期離職率、フルタイマーの賃金水準が、国全体の水準と同程度になった場合の経済規模を算出しており、2005年時点で66.7億オーストラリアドル(57億米ドル)、GDP比0.79%であると推定している²⁹。

<ニュージーランド>

ニュージーランドでは、聴覚障がいのある労働者の割合が、人口全体に占める労働者の割合に比べて 10%ポイント低いという既存研究の結果30等を用いるなどして、聴覚障がい者が労働市場に出られていないことによる経済的損失額を算出したところ、2015 年時点で 3 億 8,710 万ドルであるとしている31。

<英国>32

英国ではいくつかの試算がなれている。例えば、Commission on Hearing Loss (ILC-UK, 2014)では、聴覚障がいのある労働者割合を用いた試算により、経済損失額が 364 億ドル (2013 年価格で 248 億ポンド)としている。別の試算 (Archbold et al., 2015)では、聴覚障がいのある労働者の賃金水準が低いことからその損失額を算出しており、聴覚障がい者一人当たりで、3,135ドル (2013 年価格で 2,136 ポンド)、総額で 60 億ドルとしている。

国際機関に関しては、WHO が既存の文献での結果を活用して、世界全体のコスト規模の算出をしているが、聴覚障がい(35db 以上)者の就労に関する経済的なコスト(生産性の損失額)として約 1,050 億ドル(2015 年時点)と算出しており、その中で日本は約 41 億ドルと世界で 5 番目に大きな額となっている33。

²⁸ Hearing Care Industry Association(2017)"The Social and Economic Cost of Hearing Loss in Australia"

²⁹ Access Economics(2006)"The Economic Impact and Cost of Hearing Loss in Australia"

³⁰ Jensen J et al.(2005)"Disability and work participation in New Zealand: Outcomes relating to paid employment and benefit receipt"

³¹ Deloitte(2016) "Social and Economic cost of hearingloss in NewZealand"

³² ここでの記載は、WHO(2017)"Global costs of unaddressed hearing loss and cost-effectiveness of interventions"による。

³³ 上記脚注の WHO(2017)による。当該資料は世界全体の経済コストの大きさを計測することを目的としている。試算は、オーストラリア、英国等での既存の分析結果と、各国の失業率、年齢階層別の労働参加率、国民一人当たりの GDP から算出しており、日本について、聴覚障がい者の雇用率の状況データから直接算出したものではないことに留意が必要である。



5. 聴覚障がい者の就労面での活躍に向けて

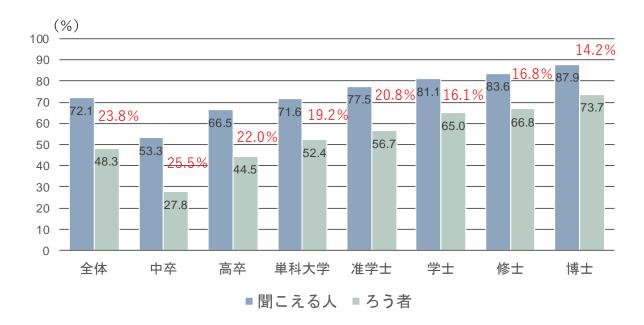
本節では、聴覚障がいのある労働者について、その専門性や技術の高さと雇用・賃金の状況を整理し、併せて、専門性・技術の高い聴覚障がいのある労働者を育成・支援する専門手話通訳者(本稿では、手話通訳を仕事・業務として行う専門職を「手話通訳者」という)について整理する。

(1) 専門性・技術の高い聴覚障がいのある労働者の育成

① 専門性・技術の高い聴覚障がい者の労働者割合、賃金水準

ここでは、まず、米国の聴覚障がい者(ろう者)と聞こえる人の雇用率について、学歴別の状況をみる³⁴。先に見たように、聞こえる人(hearing individual)の労働者割合が約72%であるのに対して、ろう者(deaf individual)の労働者割合は約48%とその差は、約24%ある。これを学歴別にみると、いわゆる大卒者(bachelor's degree)では、両者の差が約16%になるなど高い学歴ほど、差が小さくなっている。

また、フルタイマーでの年間収入について聴覚障がい者と聞こえる人の状況を学歴別にみると、聴覚障がい者、聞こえる人ともに学歴が高くなるほど年間収入が高くなっている。また、いずれの学歴でみても、聴覚障がい者も聞こえる人も、大きな差は見られない。



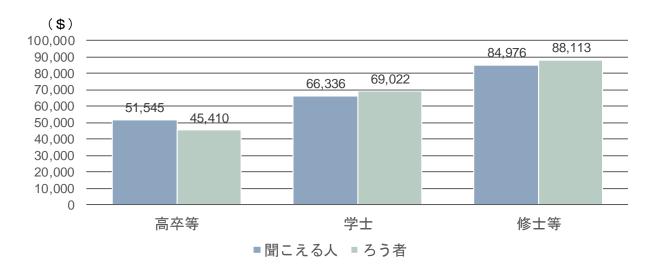
図表 23 ろう者、聞こえる人の学歴別の労働者割合

(出所) National Deaf Center, "Deaf People and Employment in the United States: 2016"

(備考)全体: Overall、中卒: Less than high school、高卒: High school diploma/GED、単科大学: Some college、 准学士: Associate's degree、学士: Bachelor's degree、修士: Master's degree、博士: Ph.D/J.D. or M.D. 赤字は、聞こえる人とろう者の労働者割合の差(%ポイント)を示す。

³⁴ 我が国における聴覚障がい者の学歴構成、学歴別の雇用状況、賃金水準の統計・調査は見つけられていない。





図表 24 ろう者、聞こえる人の学歴別の年間収入

(出所) National Deaf Center, "Deaf People and Employment in the United States: 2016"

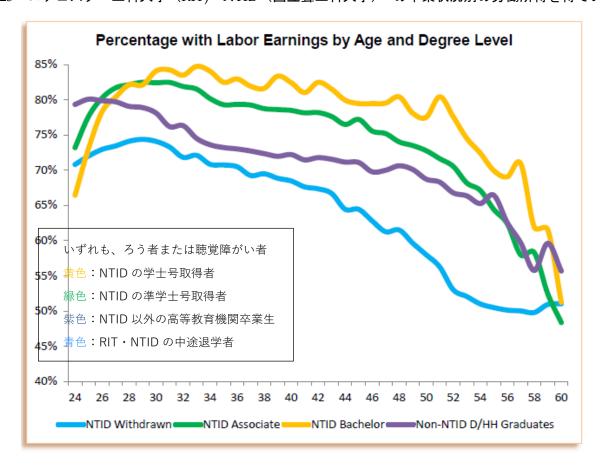
(備考)高卒等:Less than bachelor's degree、学士:Bachelor's degree、修士等:More than bachelor's degree である。年間収入:annual salaries である。

次に、米国の中で、聴覚障がい者の教育に力を入れているロチェスター工科大学35の卒業生の、卒業後の労働者割合、及び賃金水準をみる。まず、卒業状況別の労働所得を得ている割合(働いて所得を得ている人の割合)では、ロチェスター工科大学の卒業生(学士号取得者)で最も高く、50歳前半まで80%以上維持している。また、賃金水準についても、ロチェスター工科大学の卒業生(学士号取得者)が最も高く、それ以外の高等教育機関卒業生では30歳以降は徐々に賃金水準が低下しているのに対して、ロチェスター工科大学の卒業生(学士号取得者)は、50歳ぐらいまでの年齢とともに賃金水準が上昇しており、賃金水準には大きな差があることがわかる。

³⁵ ロチェスター工科大学での聴覚障がい者の教育支援等については、白澤真弓(2015)「海の向こうに行ったら日本が見えた―米国 先進大学に学ぶ聴覚障害学生支援」が詳しい。なお、白澤真弓氏(筑波科学技術大学准教授)には、本レポートの作成に辺り、勉 強会の講師をして頂き、様々な情報提供を頂いた。



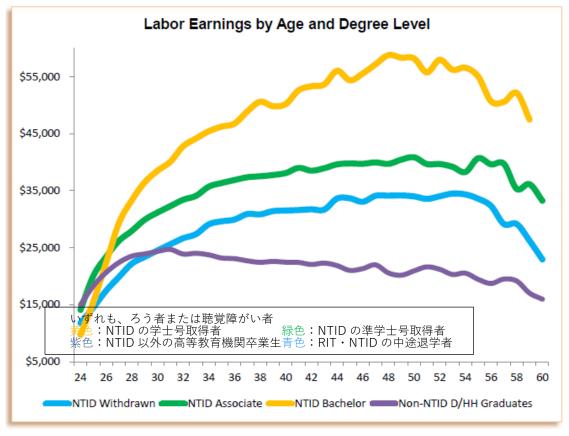
図表 25 ロチェスター工科大学 (RIT)・NTID (国立聾工科大学) 36の卒業状況別の労働所得を得ている割合



(出所) R·I·T/National Technical Institute for the Deaf 2017 annual report

³⁶ ロチェスター工科大学 (RIT) は米国ニューヨーク州北西部にある工学系の私立大学であり、当大学にはNTID (国立聾工科大学) という聴覚障がい学生のための特別な学部が設置されている。当該学部を含む大学全体で約1,300名以上の聴覚障がい学生が在籍している。詳細は、白澤真弓「海の向こうに行ったら日本が見えた 米国先進大学に学ぶ聴覚障害学生支援」(2015年)を参照されたい。





図表 26 ロチェスター工科大学 (RIT)・NTID (国立聾工科大学) の卒業状況別の労働所得の水準

(出所) R·I·T/National Technical Institute for the Deaf 2017 annual report

② 高度人材、専門職の産業・職業

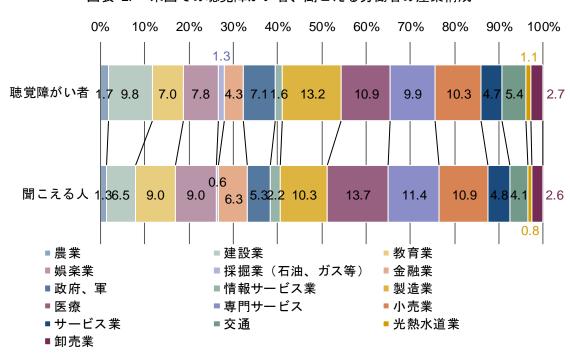
米国において聴覚障がいのある労働者と聞こえる労働者がそれぞれ従事する産業構成をみると、全体では大きな違いはないものの、聴覚障がいのある労働者では建設業、製造業での割合が比較的高いという特徴が見て取れる。

また、日本においては、聴覚・言語障がいのある労働者の産業構成比は、就業者全体と比べて、製造業で高い構成比を占めていることが大きな特徴となっているが、これは米国での状況と比べても特に顕著である。

次に、日本において、聴覚・言語障がいのある労働者の職業構成をみると、製造業での構成比の大きさを反映して、専門的、技術的職業、および、生産工程従事者の構成比が高い。特に、生産工程従事者の構成比が高いのは大きな特徴である。そのほか、事務的従事者の構成比が高いことも特徴となっている。

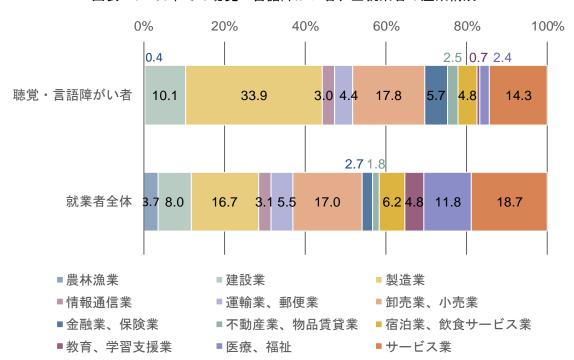
E-mail:info@murc.jp





図表 27 米国での聴覚障がい者、聞こえる労働者の産業構成

(出所) National Deaf Center, "Deaf People and Employment in the United States: 2016"



図表 28 日本での聴覚・言語障がい者、全就業者の産業構成

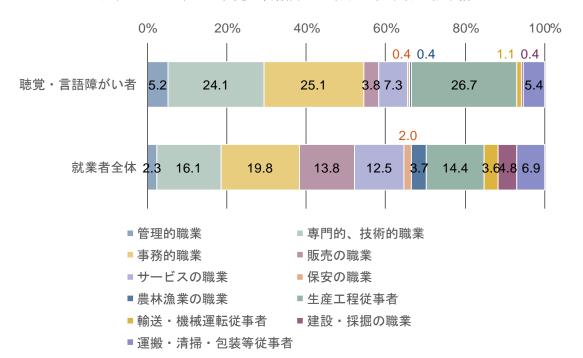
(出所) 聴覚・言語障がい者:厚生労働省「障害者雇用実態調査」2013年

就業者全体:総務省「労働力調査年報」2013年

(備考) 聴覚・言語障がい者については、民間部門の被雇用者である点に留意が必要である。就業者全体については、 サービス業に公務を含めている。また、構成比は不詳を除いて作成している。

E-mail: info@murc.jp





図表 29 日本での聴覚・言語障がい者、全就業者の職業構成

(出所) 聴覚・言語障がい者:厚生労働省「障害者雇用実態調査」2013年

就業者全体:総務省「労働力調査年報」2013年 (備考) 聴覚・言語障がい者については、民間部門の被雇用者である点に留意が必要である。また、構成比は不詳を 除いて作成している。

次に、聴覚障がいのある学生の支援に力を入れている米国のロチェスター工科大学卒業生の就職先の分野や主な職 業をみよう。工科大学という大学の専門学科の特性を反映し、コンピューター・数学、小売及びその関連、ビジネス・金融 専門サービス等の分野を中心に、エンジニア、アナリスト等の専門性の高い職に就いている割合が高い状況がわかる。米 国では、聴覚障がいのある労働者は、こうした高い技術、専門性を活かし就労することで、長期にわたる雇用と、高い賃金 を維持できていることが窺われる。

図表 30 ロチェスター工科大学(RIT)・NTID(国立聾工科大学)卒業生の進路

E-mail:info@murc.jp

		, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
2016卒業生の就業分野	構成比	具体的な職種
コンピューター・数学	18.9	クラウドエンジニア、データベースアナリスト、コンピュータセキュリティアナリスト
小売及びその関連	11.8	マーケットアシスタント、セールスアソシエイト、フルフィルメントアソシエイト
ビジネス・金融専門サービス	9.9	会計士、金融マネジメントアナリスト、薬事規制専門職
芸術・デザイン・娯楽・スポーツ・メディア	9.9	グラフィックデザイナー、アニメーター、写真家、文筆業
生産技術	9.0	CNCオペレーター、輸送機器操作、塗装インスペクター
業務・管理支援	7.2	業務アシスタント、在庫管理アソシエイト
教育·訓練·図書館	7.2	教師、教師補助
建築・エンジニア	7.2	設計士、パッケージエンジニア
生命·自然·社会科学	3.6	実験技術者、研究補助
食品調理と関連サービス	3.6	調理士、調理管理者
設置·維持管理·修理	2.7	技術士、機械技師
建物・庭園の清掃・管理	2.7	ビル管理人、造園家
個人医療・サービス	1.8	障害者サービス支援
交通·物流関連	0.9	配達運転手
警察サービス	0.9	特別代理人
経営管理	0.9	ファウンダー
医療技術従事者	0.9	セイフティスペシャリスト
コミュニティ・社会サービス	0.9	アスレチック開発コーディネーター
合計	100.0	

(出所) R·I·T/National Technical Institute for the Deaf 2017 annual report



また、日本において聴覚障がいのある学生の教育を行っている筑波科学技術大学の産業技術学部卒業生(聴覚障がい者)の進路をみると、平成29年度のほぼすべての卒業生の進路が決まっており(47人中45人)、就職先としては製造業、情報通信業の2業種でほぼ半数を占め、次いで運輸・郵便業、建設業の順となっている。職種としては、専門的技能を生かした技術職も多くなっている。

図表 31 筑波科学技術大学の産業技術学部卒業生(聴覚障がい者)の進路:平成 29 年度

業種	人数	構成比
農業, 林業	0	0.0
漁業	0	0.0
鉱業,採石業,砂利採取業	0	0.0
建設業	4	8.5
製造業	15	31.9
電気・ガス・熱供給・水道業	2	4.3
情報通信業	8	17.0
運輸業,郵便業	5	10.6
卸売業・小売業	1	2.1
金融業・保険業	1	2.1
不動産業,物品賃貸業	0	0.0
学術研究,専門・技術サービス業	2	4.3
宿泊業,飲食サービス業	0	0.0
生活関連サービス業、娯楽業	1	2.1
教育, 学習支援業	0	0.0
医療, 福祉	0	0.0
複合サービス事業	0	0.0
サービス業(他に分類されないもの)	1	2.1
公務(他に分類されるものを除く)	1	2.1
分類不能の産業	0	0.0
就職者数合計	41	87.2
進学者数	4	8.5
その他	2	4.3
合計	47	100.0

学科	専攻	就職先	職種	人数	
		オムロンソーシアルソリューションズ株式会社	技術職(製造(開発))		
	情報科学	京セラ株式会社	事務職		
		コスモ石油株式会社	総合職(事務職)		
			セコムビジネスプラス株式会社	技術職(情報処理·通信)	
		株式会社ソシオネクスト	技術職(製造(開発))		
		株式会社ダイキンサンライズ摂津	事務職		
		株式会社東邦銀行	事務職		
	情報科学專攻	東日本旅客鉄道株式会社	事務職		
		株式会社日立産業制御ソリューションズ	技術職(情報処理·通信)	Г	
		株式会社日立製作所 システム&サービスビジネス統括本部	事務職		
産業情報学科		株式会社フジクラ	技術職(製造(開発))		
		持田製薬株式会社	事務職		
		株式会社LIXIL	事務職		
	上越教育大学大学院(進学)				
	兵庫教育大学大学院(進学)		Г		
	川崎市役所	事務職	Г		
	京三電機株式会社	技術職(製造)			
		三機工業株式会社	事務職	T	
		三和シヤッター工業株式会社	技術職(その他)	T	
		株式会社JALサンライト	事務職	t	
		東京地下鉄株式会社	事務職	t	
	システム工学	トランスコスモス株式会社	技術職(情報処理・通信)	t	
	専攻	日本瓦斯株式会社	事務職	H	
		株式会社フジクラ	技術職(製造)	t	
		株式会社日比野設計	技術職(建築・土木・測量)	t	
		IN POLITICAL INCHISE	技術職(その他)	t	
		松井建設株式会社	事務職	t	
		上越教育大学大学院(進学)	于1万HK	t	
		株式会社インテック	事務職	H	
		コナミホールディングス株式会社	事務職	H	
		株式会社資生堂	事務職	H	
		株式会社JALサンライト	事務職	H	
	総			-	
	合	Sky株式会社	事務職	H	
	デ	ソニー・太陽株式会社	生産工程従事者	-	
ザ イ ン 学 科		東京都プリプレス・トッパン株式会社	生産工程従事者	L	
		株式会社日本経済新聞社	デザイナー	L	
		東日本旅客鉄道株式会社	事務職	L	
		株式会社ユナイテッドアローズ	事務職	L	
		株式会社読売旅行	事務職	L	
		株式会社ラッズ	デザイナー	L	
		株式会社ワコール	事務職	L	
		大阪教育大学 専攻科(進学)			



(出所) 筑波技術大学大学概要 2018-2019



27年度卒業生		28年度卒業生		29年度卒業生		
就職先	人	就職先	人	就職先	人数	
宇都宮市役所	1	株式会社IHI検査計測	2	オムロンソーシアルソリューションズ株式会社	1	
コネクシオ株式会社	3	アイシン・エイ・ダブリュ株式会社	2	京セラ株式会社	1	
セコムビジネスプラス株式会社	1	株式会社アウトソーシングテクノロジー	1	コスモ石油株式会社	1	
ソニー・太陽株式会社	1	キヤノンITソリューションズ株式会社	1	セコムビジネスプラス株式会社	1	
ソフトバンク株式会社	3	JBSテクノロジー株式会社	2	株式会社ソシオネクスト	1	
株式会社東芝	1	新日本有限監査法人	1	株式会社ダイキンサンライズ摂津	1	
トランスコスモス株式会社	6	セコムビジネスプラス株式会社	1	株式会社東邦銀行	1	
東日本旅客鉄道株式会社	1	株式会社セブンーイレブン・ジャパン	1	東日本旅客鉄道株式会社	2	
株式会社日立産業制御ソリューションンズ	1	ソフトバンク株式会社	2	株式会社日立産業制御ソリューションズ	2	
株式会社日立製作所情報・通信システム社	1	東京地下鉄株式会社	2	株式会社日立製作所 システム&サービスビジネス統括本部	1	
株式会社富士通エフサス	1	鳥取市役所	1	株式会社フジクラ	1	
三菱電機エンジニアリング株式会社	2	トランスコスモス株式会社	2	持田製薬株式会社	1	
株式会社村田製作所	1	株式会社淺沼組	1	株式会社LIXIL	1	
株式会社淺沼組	1	株式会社アビスト	1	川崎市役所	1	
いすら自動車株式会社	1	オムロンオートモーティブエレクトロニクス株式会社	1	京三電機株式会社	2	
三和建設株式会社	1	三機工業株式会社	1	三機工業株式会社	2	
株式会社JTBコーポレートセールス	2	新菱冷熱工業株式会社	1	三和シヤッター工業株式会社	1	
株式会社スペース	1	東京セイキスイハイム株式会社	1	株式会社JALサンライト	2	
大成建設ハウジング株式会社	1	株式会社日立ハイテクノロジーズ	1	東京地下鉄株式会社	1	
東日本旅客鉄道横浜支社	1	株式会社フジクラ	1	トランスコスモス株式会社	1	
日立オートモティブシステムズ株式会社	1	宮崎市役所	1	日本瓦斯株式会社	1	
プログレス・テクノロジーズ株式会社	1	ANAウィングスフェローズ・ヴィ王子株式会社	1	株式会社フジクラ	1	
ポラス株式会社	1	株式会社コーセー	1	株式会社日比野設計	1	
三菱化学エンジニアリング株式会社	1	株式会社資生堂	2	松井建設株式会社	2	
株式会社JALサンライト	2	スウェーデンハウス株式会社	1	株式会社インテック	1	
株式会社JTBワールドバケーションズ	1	スカイマーク株式会社	3	コナミホールディングス株式会社	1	
株式会社日本経済新聞社	1	大成建設株式会社	1	株式会社資生堂	1	
横浜国立大学	1	大和ハウス工業株式会社	1	Sky株式会社	1	
進学(筑波技術大学大学院)	2	株式会社丹青社	1	ソニー・太陽株式会社	1	
留学	1	東京都プリプレス・トッパン株式会社	1	東京都プリプレス・トッパン株式会社	1	
		静岡県立沼津聴覚特別支援学校(非常勤講師)	1	株式会社日本経済新聞社	1	
		船橋市立船橋高等学校(臨時講師)	1	株式会社ユナイテッドアローズ	1	
		進学(筑波技術大学大学院)	5	株式会社読売旅行	1	
		進学(愛媛大学大学院)	1	株式会社ラッズ	1	
		進学(多摩美術大学)	1	株式会社ワコール	1	
				進学(大阪教育大学専攻科)	1	
				進学(上越教育大学大学院)	2	
				進学(兵庫教育大学大学院)	1	
27年度大学院修了生		28年度大学院修了生		29年度大学院修了生		
三菱電機デザイン研究所	1	全日本ろうあ連盟	1	ダイキン工業株式会社	1	
横浜市リハビリテーション事業団	1	株式会社ラクス	1	社会福祉法人全国手話研修センター	1	

図表 32 筑波技術大学 産業技術学部卒業生(聴覚障がい者) の進路(過去3年間)

(出所) 筑波技術大学 産業技術学部 学部案内 2019

(備考)黄色マーカーを付けた企業は、筑波技術大学卒の聴覚障がい者を複数年にわたって採用し続けている企業。

③ (参考) 大学における聴覚障がいのある学生の状況

我が国における聴覚・言語障がいのある学生数37は、大学、短期大学、高等専門学校を合わせると 2017 年度には 1,951 人となっている。このうち大半は大学が占める。 聴覚・言語障がいのある学生数は、障害のある学生数の約 6.3%、全学生の 0.06%となる。 なお、障害のある学生は全学生の約 1.0%である。

先にみたように、2016 年時点での17~18歳の聴覚・言語障がい者数は1.0千人38とされる。2011 年時点では2.0千人であることから、5年で半減は非常に減少率が大きいと考えられること、及び、「聴覚・言語障がいのある学生」の定義の方が、「聴覚・言語障がい者」の定義よりも、障がいの程度が軽いケースを含んでいることから、2016 年の17~18歳の聴覚・言語障がい者数を仮に1,500人と置く(一歳当たりでは750人)。2016 年時点での17~18歳人口は243万2千人(総務省「人口推計」2016年10月1日時点での17歳、18歳の総人口)であることから、1,500人はその約0.06%であり、上記でみた学生全体に占める聴覚・言語障がいのある学生の割合と概ね同程度となる。また、上記の聴覚障がいのある学生は1学年当たり約488人であり、これを一歳当たりの聴覚・言語障がい者数750人で除すと、大学進学率は約65%となる。一方で、文部科学省「平成30年度学校基本調査(速報値)」(2018年8月2日)によれば、2016年度の高等教育進学率(大学・短大・専門学校)は、現役進学率で71.2%、過年度を含めた進学率で80.0%である。かなり粗い試算のため比較・評価は難しいことに留意が必要である。

³⁷ ろう (聾):両耳の聴力喪失 60 デシベル以上、又は補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能、又は著しく困難な程度。難聴:両耳の聴力喪失 60 デシベル未満、又は補聴器を使用すれば通常の話声を解することが可能な程度。言語障がいのみ:発声、発語に関する機能障害(構音障害、音声障害、流暢性の障害、言語発声遅滞、口蓋裂)

^{38 100} 人の桁は不明である(100 人の桁で四捨五入)。なお、2011 年時点は(10 人単位で四捨五入し)100 人単位まで示されている。



図表 33 大学等における聴覚・言語障がいのある学生の人数とその割合(2017年度)

		障害学生		聴覚障がい者					
	学生数		対学生割合		ろう	難聴	言語障がい のみ	対障害学生 割合	対学生割合
大学	2,999,971	28,430	0.9	1,819	565	1,184	70	6.40	0.06
短期大学	141,759	1,434	1.0	67	4	62	1	4.67	0.05
高等専門学校	56,721	1,340	2.4	65	2	60	3	4.85	0.11
合計	3,198,451	31,204	1.0	1,951	571	1,306	74	6.25	0.06

(出所) 日本学生支援機構「平成29年度(2017年度)障害のある学生の修学支援に関する実態調査」

関連して、米国の状況として、2016 年時点の $21\sim64$ 歳の聴覚障がい者の高等教育卒業率をみると、大学・大学院卒 (Bachelor's Degree or More) は、聴覚障がい者では 18.1%と、障がいなしの 33.8%よりもかなり低く、準大学卒 (Some College/Associate's Degree) では、聴覚障がい者が 32.8%と障がいなしの 31.5%をやや上回っている状況にある。

図表 34 米国での聴覚障がい者の高等教育卒業生割合(2016年時点、21~64歳)

	聴覚障がい者	障がいなし
大学·大学院卒 (Bachelor's Degree or More)	18.1%	33.8%
準大学卒 (Some College/Associate's Degree)	32.8%	31.5%

(出所) Cornell University(2018)"2016 Disability Status Report United States"

(2) 聴覚障がい者の支援 (手話通訳者の現状)

ここでは、手話通訳者(手話通訳を仕事・業務として行う専門職)の現状をみる。なお、以下に示すように、国によって、 聴覚障がい者の育成や聴覚障がい者と手話通訳者の関わりなどが異なっており、その定義も様々である。そのため、各 国の状況を比較することはできない。

① 欧州の状況

欧州については現在活動中の手話通訳者数、手話通訳利用者数、及びそれから算出される利用者 1,000 人当たりの活動中の手話通訳者数がわかる³⁹。これをみると、フィンランド、デンマーク、オランダ、スウェーデンといった国で、利用者当たりの活動中の手話通訳者数が多い、すなわち、手話通訳が多く利用されていることが推察される。なお、図表の EU合計では、活動中の手話通訳者数:6,555人、利用者数:1,092,019人となり、利用者 1,000人当たりの活動中の手話通訳者数は 6人となる。この数値は、言い換えれば、手話通訳者一人当たりの利用者数 167人となる。

② 米国の状況

次に、米国の状況をみると、米国では手話通訳者登録協会 (Registry of Interpreters for the Deaf:RID)の 2017 会計年度報告書 (RID FY2017 Annual Report) によれば、手話通訳者登録者数 (資格数:Total Certifications、更新 あり)は 2017 年時点で 15,702 とされる。米国の登録者のうち、どの程度が現在活動しているかは不明である。 聴覚障が い者数については、米国では約 1,145 万人 (人口比 3.6%、2016 年) 40とされていることから、手話通訳者 (登録者) 一人

³⁹ 当該調査は、各国の手話通訳者の団体への質問調査の結果をとりまとめたものである。各国の団体は、団体に加入している手話 通訳者数の他に、本稿で示した活動中の手話通訳者数などを推計を含めて回答している(本文での記載あり)。

⁴⁰ Cornel University(2018)"2016 Disability Status Report United States"



当たりの聴覚障がい者数を算出すると約730人となる。

③ 日本の状況

最後に、日本の状況をみると、聴力障害者情報文化センターホームページ41によれば、2019 年 1 月 17 日時点で、手話通訳士の登録者数は全国で 3,608 人となっている。一方で、社会福祉法人聴力障害者情報文化センター手話通訳士実態調査事業委員会「手話通訳士実態調査事業報告書」(2010 年 3 月)によれば、手話通訳士の 35.6%が手話通訳士資格を活かした職業(手話通訳職だけではなく、ろう学校教員、聴覚障がい者施設職員等を含む)に就労しているとされる。この割合を用いると、現在手話通訳士資格を活かして活動している手話通訳士は 1,284 人となる。一方で、日本では聴覚障がい者が約 30 万人(2016 年)42とされていることから、現在手話通訳士資格を活かして活動している手話通訳士

ただし、日本の聴覚障がいの定義は、米国のそれよりも狭義、すなわち聴覚障がいを認定する聴力基準が高いため、 米国基準に照らした場合には日本の聴覚障がい者数が増える可能性があることに留意する必要がある

⁴¹ http://www.jyoubun-center.or.jp/slit/list/ (2019年1月18日閲覧)

⁴² 厚生労働省「平成28年生活のしづらさなどに関する調査(全国在宅障害児・者等実態調査)」



図表 35 EU 各国での活動中の手話通訳者数、手話通訳利用者数、利用者 1,000 人当たりの活動中の手話通訳 者数、活動している手話通訳者一人当たりの利用者数(人)

国名	活動している手話通訳者	利用者数	利用者1,000人 当たりの活動し ている手話通訳 者数	活動している手 話通訳者 一人当たりの 利用者数
フィンランド	600	5,000	120	8
デンマーク	400	4,000	100	10
オランダ	499	7,500	67	15
スウェーデン	600	10,000	60	17
スロベニア	46	969	47	21
マルタ	8	200	40	25
ラトビア	41	1,600	26	39
キプロス	25	1,000	25	40
リトアニア	111	5,000	22	45
ベルギー	189	9,000	21	48
エストニア	25	1,500	17	60
ハンガリー	150	9,000	17	60
オーストリア	150	10,000	15	67
ギリシア	50	3,500	14	70
イギリス	1,069	76,000	14	71
ルクセンブルク	2	250	8	125
チェコ	70	10,000	7	143
スペイン	667	100,000	7	150
スロバキア	35	5,500	6	157
クロアチア	60	12,000	5	200
ポーランド	200	50,000	4	250
ドイツ	750	200,000	4	267
イタリア	200	60,000	3	300
ポルトガル	100	60,000	2	600
フランス	400	250,000	2	625
アイルランド	50	50,000	1	1,000
ルーマニア	12	30,000	0	2,500
ブルガリア	46	120,000	0	2,609

(出所) Maya de Wit "A Comprehensive Guide to Sign Language Interpreting in Europe 2016 edition"



- ご利用に際して -

- 本資料は、信頼できると思われる各種データに基づいて作成されていますが、当社はその正確性、完全性を保証するものではありません。
- また、本資料は、執筆者の見解に基づき作成されたものであり、当社の統一的な見解を示すものではありません。
- 本資料に基づくお客様の決定、行為、及びその結果について、当社は一切の責任を負いません。ご利用にあたっては、お客様ご 自身でご判断くださいますようお願い申し上げます。
- 本資料は、著作物であり、著作権法に基づき保護されています。著作権法の定めに従い、引用する際は、必ず出所:三菱UFJリサーチ&コンサルティングと明記してください。
- 本資料の全文または一部を転載・複製する際は著作権者の許諾が必要ですので、当社までご連絡ください。